

福岡市市有施設屋根貸し太陽光発電事業の実施に関する基本協定書（案）

福岡市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、福岡市市有施設屋根貸し太陽光発電事業（以下、「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために基本的な事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、本協定に定められた事項につき、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

（公共性の尊重）

第3条 本事業は、甲が推進する再生可能エネルギーの導入推進を目的としており、乙は、本事業の公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（対象設備）

第4条 本事業の実施のために必要な設備は、太陽光パネル（架台、基礎含む）、パワーコンディショナ、電力メーター、引込開閉器盤、交流集電箱、計測用コントロールボックス、発電量表示モニタ、電線等となり、以下「太陽光発電設備等」という。

（法令遵守）

第5条 本協定書は法令に基づき解釈され、かつ、履行を強制されるものとし、電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）（平成23年法律第108号）等の関係法令を遵守するものとする。

（通知、請求等の様式その他）

第6条 本協定に関する甲乙間の通知、請求及び解除は、書面により行うものとする。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

（公租公課）

第7条 本事業に関連して賦課される公租公課は、乙が負担しなければならない。

（行政財産の目的外使用許可）

第8条 乙は、本事業を行うために、別表に規定する範囲に関し、当該施設の管理者より、地方自治法第238条の4に規定する行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

（売電及び事業期間）

第9条 乙が電気事業者への売電を行うことができる期間（以下、「売電期間」という。）は、協定締結日翌日から令和17年7月末日までとする。

2 本事業の期間は、前項の売電期間に、太陽光発電設備等の撤去及び使用部分の補修に要する期間を加えた期間とする。

(本事業の第三者への委託)

第10条 乙は、本事業を一括して第三者に委託してはならない。

2 乙は、本事業の一部を第三者に委託する場合には、第三者がさらに他の第三者に本事業を委託することを禁じなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、本協定によって生ずる権利、若しくは義務を第三者に譲渡及び転貸してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第12条 乙は、本事業を実施するにあたり、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本事業の一部を第三者に委託した場合には、当該第三者が本事業を行うにあたり、業務上知り得た情報を他の第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。

3 第1項及び前項の規定は、本事業期間の終了後も同様とする。

(資料等の返還等)

第13条 乙は、本事業を実施するために甲から資料等の提供を受けた場合について、本事業期間の終了時又は終了前に不要になった場合には、速やかに返却するものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、本事業を実施する上で必要な報告及び指示等を担当する責任者を相互に定めることとする。

2 連絡責任者の選任又は変更にあたっては、甲及び乙は、その役職、氏名及び連絡先等を速やかに相手方に文書で通知することとする。

(発電量等の報告)

第15条 乙は、太陽光発電設備の発電量及び維持補修実績等を、毎年翌年度の4月末までに甲に対し報告するものとする。ただし、甲が別途報告を求めた場合には、それに応じるものとする。

(太陽光発電設備の管理)

第16条 乙は、法令、本協定、行政財産の目的外使用許可書に従って、適切に太陽光発電設備等の管理を行わなければならない。

2 乙は、太陽光発電設備等の管理のため市有施設に立ち入るときは、事前に甲の承認を得るものとする。

3 乙は、事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検・修繕等のための屋根の立入りに支障を生じないようにするとともに、感電防止等の安全対策を講じなければならない。

(施設内及び周辺地域等への配慮)

第 17 条 乙は、太陽光発電設備等の管理にあたり、市有施設及び当該敷地内の他の施設をはじめとして、周辺地域に最大限配慮するものとする。

(市有施設の修繕工事等に伴う対応)

第 18 条 事業期間中に甲が屋上防水の改修工事等を実施する場合において、太陽光発電設備等が工事の支障になる場合は、乙の負担において太陽光発電設備等を一時撤去し、工事完了後に再設置を行うこととする。

(雨漏りその他不具合の発生に伴う対応)

第 19 条 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令改正、その他甲及び乙の責めに帰することができない事由（以下、「不可抗力」という。）による破損以外で雨漏りが発生した場合は、乙は、雨漏りの原因究明に協力し、太陽光発電設備が原因である場合は、乙の負担により屋上防水の修繕等の必要な措置を行わなければならない。

(設備の更新等に伴う対応)

第 20 条 乙は、設備の更新又は増設等を行う場合は、事前に施工時期や安全対策等について甲に通知し、承認を得なければならない。

(保険等)

第 21 条 乙は、売電期間における太陽光発電設備等の管理に関する損害保険に加入するものとし、加入後、損害保険の契約書の写しを甲に提出するものとする。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、本協定上の義務を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が本協定上の義務を履行しないために乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第 23 条 本事業の実施に関連して、乙の責めに帰する事由により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その損害は甲が賠償することとし、甲、乙双方の責めに帰する事由による場合は、甲、乙双方協議の上、その負担割合を定めるものとする。

(事故又は不可抗力発生時の対応)

第 24 条 甲は、市有施設に関連して事故又は不可抗力が発生し、太陽光発電設備等への影響が予

想される場合又は影響が発生した場合は、乙にその旨を直ちに通報するとともに、その影響により発生する損害、損失又は増加費用を抑制するよう努めるものとする。

2 乙は、太陽光発電設備等に関連して事故又は不可抗力が発生し、市有施設への影響が予想される場合又は影響が発生した場合は、甲にその旨を直ちに通報するとともに、その影響により発生する損害、損失又は増加費用を抑制するよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、事故又は不可抗力の発生等の非常時に備えて、緊急連絡網を作成するものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 25 条 不可抗力の発生に起因して、甲又は乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を相互に通知するものとする。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合に、損害、損失又は増加費用の状況を確認した上で協議し、不可抗力の判定や費用負担等を決定すること。

(甲による本協定の解除)

第 26 条 甲は、次に掲げる事態が生じた場合には、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が法令、使用許可に付された条件及び本協定の記載内容に違反した場合

(2) 乙が福岡市競争入札参加停止措置要領に基づく競争入札参加停止の措置要件に準じた状態であると認める場合

(3) 乙の責めに帰する事由により、太陽光発電設備等の管理を適切に継続することができないと認める場合

(乙による本協定の解除)

第 27 条 乙は、次の各号に掲げる事由により本事業の継続が困難となった場合には、甲の承認を得て、乙の負担にて太陽光発電設備等の撤去及び使用部分を補修し、甲に返還することにより、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 法令改正又は事情の変更等により、乙が本事業を継続することが困難となった場合

(2) 甲又は乙の責めによらず、市有施設の周囲において、太陽光発電設備に到達する日射量の減少等に直接影響を及ぼす建物又は建築物等が設置されたことにより、乙が本事業を継続することが困難となった場合

(本協定の変更)

第 28 条 本事業の内容を変更する場合、又は特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、双方合意のもと、本協定の規定の変更を行うことができるものとする。

(売電期間満了又は本協定の解除時の措置等)

第 29 条 乙は、売電期間が満了した場合、若しくは乙又は甲の都合により本協定が全部又は一部解除された場合には、6 カ月以内に、乙の費用負担により太陽光発電設備等を撤去して使用部分を補修し、甲に返還しなければならない。

- 2 乙は、貸付期間が満了した場合において、市有施設に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。
- 3 甲は、乙が第1項の義務を履行しない場合は、太陽光発電設備を撤去して使用部分を補修し、乙にその費用を請求することができる。

(違約金)

第30条 乙が前条第3項に規定する費用について、甲が定める支払い期限までに支払わないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、費用の金額の年2.5パーセントを乗じて計算した額（10円未満の端数があるときは10円未満を切り上げる）の違約金を甲に支払わなければならない。なお、遅延利息の率については、財務省から告示される「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」の改正があった場合は、それに準ずる。

(管轄裁判所)

第31条 本協定書から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、福岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第32条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

本表は、落札事業者決定後に協議の上、決定する。

別表 第8条関係

貸付施設名	所在地	貸付面積	最大出力
中央体育館	福岡市中央区赤坂2-5-5	444.60 m ²	49.5 kW
東市民プール	福岡市東区名島2-42-1	315.74 m ²	29.7 kW
博多市民プール	福岡市博多区東那珂1-9-15	247.34 m ²	29.7 kW
南体育館	福岡市南区塩原2-8-1	447.77 m ²	49.5 kW

令和 年 月 日

甲 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎 印

乙
印